

静岡県令和2年度第14回公募公債を次の発行要項により募集する。

令和3年5月12日

静岡県知事 川勝平太

静岡県令和2年度第14回公募公債発行要項

1 発行者の名称

静岡県

2 発行総額

金100億円

3 発行の目的

令和2年度事業資金等に充当するため。

4 各公債の金額

1万円

本公債については社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。

5 利率

年0.140パーセント

6 発行価額

額面100円につき金100円

7 償還金額

額面100円につき金100円

8 応募者利回り

年0.140パーセント

9 償還の方法及び期限

本公債の元金は、令和13年3月20日にその全額を償還する。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

買入消却は、いつでもこれをすることができる。

10 利息支払の方法及び期限

利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各々その日までの前6か月分を支払う。6か月に満たない利息を支払うときは、6か月の日割をもってこれを計算する。利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

償還期日後は、利息をつけない。

11 申込期日

令和3年5月17日

12 払込期日

令和3年5月20日

13 募入方法

応募超過の場合は、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が、適宜募入額を定める。

14 募集の受託会社

株 式 会 社 静 岡 銀 行

15 引受及び募集取扱会社

株 式 会 社 静 岡 銀 行

ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社

株 式 会 社 清 水 銀 行

株 式 会 社 み ず ほ 銀 行

株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行

大 和 証 券 株 式 会 社

S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社

野 村 證 券 株 式 会 社

み ず ほ 証 券 株 式 会 社

三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社

株 式 会 社 S B I 証 券

岡 三 証 券 株 式 会 社

東 海 東 京 証 券 株 式 会 社

東 洋 証 券 株 式 会 社

ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社

バ ー ク レ イ ズ 証 券 株 式 会 社

B N P パ リ バ 証 券 株 式 会 社

B o f A 証 券 株 式 会 社

し ん き ん 証 券 株 式 会 社

丸 三 証 券 株 式 会 社

16 振替機関

株 式 会 社 証 券 保 管 振 替 機 構

=====

静岡県令和2年度第15回公募公債（5年）を次の発行要項により募集する。

令和3年5月12日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

静岡県令和2年度第15回公募公債（5年）発行要項

1 発行者の名称

静岡県

2 発行総額

金100億円

3 発行の目的

令和2年度事業資金等に充当するため。

4 各公債の金額

1万円

本公債については社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。

5 利率

年0.010パーセント

6 発行価額

額面100円につき金100円

7 償還金額

額面100円につき金100円

8 応募者利回り

年0.010パーセント

9 償還の方法及び期限

本公債の元金は、令和8年3月19日にその全額を償還する。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

買入消却は、いつでもこれを行うことができる。

10 利息支払の方法及び期限

利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各々その日までの前6か月分を支払う。6か月に満たない利息を支払うときは、6か月の日割をもってこれを計算する。利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

償還期日後は、利息をつけない。

11 申込期日

令和3年5月17日

12 払込期日

令和3年5月20日

13 募入方法

応募超過の場合は、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が、適宜募入額を定める。

14 募集の受託会社

株 式 会 社 静 岡 銀 行

15 引受及び募集取扱会社

株 式 会 社 静 岡 銀 行

ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社

株 式 会 社 清 水 銀 行

株 式 会 社 み ず ほ 銀 行  
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行  
三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社  
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社  
大 和 証 券 株 式 会 社  
野 村 證 券 株 式 会 社  
み ず ほ 証 券 株 式 会 社  
株 式 会 社 S B I 証 券  
岡 三 証 券 株 式 会 社  
東 海 東 京 証 券 株 式 会 社  
東 洋 証 券 株 式 会 社  
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社  
バ ー ク レ イ ズ 証 券 株 式 会 社  
B N P パ リ バ 証 券 株 式 会 社  
B o f A 証 券 株 式 会 社  
し ん き ん 証 券 株 式 会 社  
丸 三 証 券 株 式 会 社

16 振替機関

株 式 会 社 証 券 保 管 振 替 機 構

=====

静岡県令和3年度第3回公募公債（5年）を次の発行要項により募集する。

令和3年5月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県令和3年度第3回公募公債（5年）発行要項

1 発行者の名称

静岡県

2 発行総額

金100億円

3 発行の目的

令和3年度事業資金等に充当するため。

4 各公債の金額

1万円

本公債については社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。

5 利率

年0.010パーセント

6 発行価額

額面100円につき金100円

7 償還金額

額面100円につき金100円

8 応募者利回り

年0.010パーセント

9 償還の方法及び期限

本公債の元金は、令和8年3月19日にその全額を償還する。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

買入消却は、いつでもこれをすることができる。

10 利息支払の方法及び期限

利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各々その日までの前6か月分を支払う。6か月に満たない利息を支払うときは、6か月の日割をもってこれを計算する。利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

償還期日後は、利息をつけない。

11 申込期日

令和3年5月17日

12 払込期日

令和3年5月20日

13 募入方法

応募超過の場合は、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が、適宜募入額を定める。

14 募集の受託会社

株 式 会 社 静 岡 銀 行

15 引受及び募集取扱会社

株 式 会 社 静 岡 銀 行

ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社

株 式 会 社 清 水 銀 行

株 式 会 社 み ず ほ 銀 行

株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行

三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社

S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社

大 和 証 券 株 式 会 社

野 村 証 券 株 式 会 社

み ず ほ 証 券 株 式 会 社

株 式 会 社 S B I 証 券  
岡 三 証 券 株 式 会 社  
東 海 東 京 証 券 株 式 会 社  
東 洋 証 券 株 式 会 社  
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社  
バ ー ク レ イ ズ 証 券 株 式 会 社  
B N P パ リ バ 証 券 株 式 会 社  
B o f A 証 券 株 式 会 社  
し ん き ん 証 券 株 式 会 社  
丸 三 証 券 株 式 会 社

16 振替機関

株 式 会 社 証 券 保 管 振 替 機 構

=====

静岡県第17回公募公債（20年定時償還）を次の発行要項により募集する。

令和3年5月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県第17回公募公債（20年定時償還）発行要項

- 1 発行者の名称  
静岡県
- 2 発行総額  
金200億円
- 3 発行の目的  
令和3年度事業資金等に充当するため。
- 4 各公債の金額  
1,000万円
- 5 社債法の適用  
本公債については社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
- 6 利率  
年0.283パーセント
- 7 発行価額  
額面100円につき金100円
- 8 償還金額  
額面100円につき金100円

9 応募者利回り

年0.283パーセント

10 償還の方法及び期限

本公債の元金は、令和4年9月20日を第1回償還期日とし、令和23年3月19日を最終償還期日として、毎年3月20日、9月20日の2回に各公債の金額あたり263,000円を償還し、最終償還期日にその残額全部を償還する。

ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

買入消却は、いつでもこれをすることができる。

11 利息支払の方法及び期限

利息は、発行日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、毎年3月20日、9月20日の2回に、各々その日までの前6か月分を支払う。6か月に満たない利息を支払うときは、6か月の日割をもってこれを計算する。利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

償還期日後は、利息をつけない。

12 申込期日

令和3年5月12日

13 払込期日

令和3年5月21日

14 募入方法

応募超過の場合は、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。

15 募集の受託会社

株 式 会 社 静 岡 銀 行

16 引受及び募集取扱会社

野 村 證 券 株 式 会 社

S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社

東 海 東 京 証 券 株 式 会 社

17 振替機関

株 式 会 社 証 券 保 管 振 替 機 構